1　いじめ問題の発見

●被害生徒本人からの訴え　●職員の発見、気付き　●連絡、通報
●実態把握…アンケート調査（各学期）／ハートほっとウィークの活用

→ 教育委員会への報告

2　初　期　対　応（情報集約担当者・主査：生徒指導主事）

●被害及び加害生徒への事実確認　●周囲の生徒等からの聴き取り
●状況報告（担任→学年主任→教頭・学部主事・生徒指導主事→校長）

3　いじめ防止対策委員会

〔校長、　教頭、　学部主事、　生徒指導主事、　相談支援部長、　人権教育主任、
学科主任代表、　寮務主任、　１・２・３学年主任、　養護教諭、　外部専門員〕

●正確な情報の収集・整理と認識の共有化　●いじめの背景にある問題の分析
●対応策の検討と役割分担　など

4　臨時職員会議

●状況報告　●対応策についての協議　●対応策の共通理解

5　具体的な対応

⇨被害生徒〈担任、学年主任、相談支援部〉
・安心して相談できる場の設定　・解決に向けた方向性の説明
・保護者→家庭を訪問し、事実関係の説明及び今後の対応策について説明

⇨加害生徒〈担任、学年主任、生徒指導主事〉
・行為の理由や気持ちを聴き取る
・自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す
・保護者→家庭を訪問し、事実関係の説明及び今後の対応策の説明、被害にあった生徒及びその保護者に対する態度や行動への助言

⇨生徒全体〈生徒指導主事、人権教育担当者ほか〉
・人権教育を中心とした、いじめを許さない集団作り（傍観することはいじめを認めること）
・生徒会活動の活用（全校集会、人権集会の実施など）

⇨保護者全体〈学年主任、学部主事、教頭、校長〉
必要に応じて臨時保護者会を開いて状況を報告し、学校の取組への理解と協力を得る

担任まかせにせず、組織で対応！

6　報　告

報告書を作成し、教育委員会へ報告

関係機関との連携

必要に応じて医療機関、福祉機関を活用

7　指導の継続

●被害および加害生徒への定期的な個別面談
●保護者への定期的な報告及び連携の継続
●対応を振り返り、改善された点と問題点を整理
●事態が改善されない場合、対応策の再検討